

投資主各位

東京都中央区日本橋兜町6番5号
ケネディクス・レジデンシャル投資法人
執行役員 田中 晃

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成27年10月23日（金曜日）午後5時までにご到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成27年10月26日（月曜日）午前10時30分
（受付開始時刻：午前10時）
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所2階 東証ホール
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
第4号議案：監督役員2名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページに掲載いたしますのでご了承ください。
本投資法人のホームページ (<http://www.kdr-reit.com/>)
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人が資産運用を委託しているケネディクス不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）の改正に伴い、資産を主として不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする場合はその旨規約に記載することが必要とされたため、その旨の変更を行い、併せてこれに関連する規定を変更するものです（現行規約第 2 条、第 29 条、第 31 条及び第 35 条関係）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含みます。）の改正により、再生可能エネルギー発電設備が特定資産の範囲に追加されたことに伴い、本投資法人の投資対象とする規定を新設するものです（現行規約第 31 条関係）。
- (3) 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定を削除するものです（現行規約第 30 条関係）。
- (4) 平成 27 年度税制改正及び投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号。その後の改正を含みます。）の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異（税会不一致）を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するとともに、本投資法人における課税負担を軽減する目的で利益を超えた金銭を分配することを可能とするため、関連する規定を変更するものです（現行規約第 38 条関係）。
- (5) 投信法施行規則の改正により本投資法人が一般事務受託者に対して委託する業務の種類が追加されたことに伴い、これらの委託業務についても今後新たに委託されうることを明確にするため、規定を変更するものです（現行規約第 40 条関係）。
- (6) 上記の他、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条（目的）</p> <p>本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第8条（投資主の請求による投資口の払戻し及び自己投資口の取得） （記載省略）</p> <p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合<u>の他</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p>第17条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成する。</p>	<p>第2条（目的）</p> <p>本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）<u>のうち、不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。）に定めるものをいう。）</u>に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第8条（投資主の請求による投資口の払戻し及び自己<u>の</u>投資口の取得） （現行どおり）</p> <p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p>第17条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載<u>又は記録</u>した議事録を作成する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第21条（役員^の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、<u>役員</u>の投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員^の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める<u>限度</u>において、役員会の決議によって免除することができる。</p> <p>第22条（招集及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 役員会は、法令に別段の定めがある場合<u>他</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員^の1名がこれを招集し、その議長となる。 （記載省略） <p>第23条（決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる<u>構成員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第24条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第21条（役員^の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、投信法第115条の6第1項に定める<u>役員</u>の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員^の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める<u>額を限度として</u>、役員会の決議によって免除することができる。</p> <p>第22条（招集及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 役員会は、法令に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員^の1名がこれを招集し、その議長となる。 （現行どおり） <p>第23条（決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる<u>役員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第24条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載<u>又は記録</u>した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等（<u>第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。</u>）及び<u>不動産対応証券（第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。なお、不動産等及び不動産対応証券を総称して「不動産関連資産」ということがある。）</u>等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p> <p>第30条（投資態度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人が主として投資する不動産関連資産は、不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主要な用途が居住用施設である不動産関連資産とする。 2. ～4. （記載省略） 5. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）第22条の19に規定する不動産等の価額の割合が100分の70以上となるようにその資産を運用するものとする。</u> 	<p>第29条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等（<u>不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。以下同じ。</u>）の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p> <p>第30条（投資態度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人が主として投資する<u>不動産関連資産（第31条第4項に定義する。以下同じ。）</u>は、不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主要な用途が居住用施設である不動産関連資産とする。 2. ～4. （現行どおり） （削除）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人の主要な投資対象は、第2項に掲げる<u>不動産等及び第3項に掲げる不動産対応証券とする。</u></p> <p>2. <u>不動産等</u>とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>不動産</u></p> <p>(2) <u>不動産の賃借権</u></p> <p>(3) <u>地上権</u></p> <p>(4) <u>地役権</u></p> <p>(5) <u>不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）</u></p> <p>(6) <u>信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>(7) <u>当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(8) <u>信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>	<p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人の主要な投資対象は、<u>不動産等とする。本投資法人は、不動産等の他、第2項に掲げる不動産同等物及び第3項に掲げる不動産対応証券に投資することができる。</u></p> <p>2. <u>不動産同等物</u>とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>地役権</u></p> <p>(2) <u>地役権を信託する信託の受益権</u></p> <p>(3) <u>信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>(4) <u>当事者の一方が相手方の行う不動産等又は前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(5) <u>信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。 (1)～(3) (記載省略) (4)特定目的信託の受益証券 (資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券 (前項第5号、第6号又は第8号に掲げる資産に該当するものを除く。) をいう。)</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(4) (記載省略) (5)不動産等又は不動産対応証券に投資することを目的とする特定目的会社又は特別目的会社その他のこれらに類する形態の法人等に対する貸付債権その他の金銭債権 (6)金銭債権 (投信法施行令第3条第7号に規定するもの。ただし、本項に掲げるものを除く。) (7)社債券 (金融商品取引法 (昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。)) 第2条第1項第5号に規定するものをいう。) (8)～(11) (記載省略) (新設)</p>	<p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産同等物に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。 (1)～(3) (現行どおり) (4)特定目的信託の受益証券 (資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券 (<u>不動産等</u>、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる資産に該当するものを除く。) をいう。)</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる<u>不動産同等物及び不動産対応証券</u> (以下、これらの資産と不動産等を総称して「<u>不動産関連資産</u>」という。) の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり) (5)<u>不動産関連資産</u>に投資することを目的とする特定目的会社又は特別目的会社その他のこれらに類する形態の法人等に対する貸付債権その他の金銭債権 (6)金銭債権 (投信法施行令第3条第7号に規定するもの。ただし、本項各号で<u>他に</u>掲げるものを除く。) (7)社債券 (金融商品取引法 (昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。)) 第2条第1項第5号に規定するものをいう。) (8)～(11) (現行どおり) (12)<u>再生可能エネルギー発電設備</u> (投信法施行令第3条第11号に規定するものをいう。)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>5. 本投資法人は、<u>不動産等又は不動産対応証券</u>への投資に付随して取得する以下に掲げる権利に投資することができる。</p> <p>(1)～(4) (記載省略)</p> <p>(5)民法に規定する動産</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7)<u>不動産等及び不動産対応証券</u>への投資に付随して取得するその他の権利</p> <p>(8)～(10) (記載省略)</p> <p>6. (記載省略)</p>	<p>5. 本投資法人は、<u>不動産関連資産</u>への投資に付随して取得する以下に掲げる権利に投資することができる。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5)民法に規定する動産 <u>(前項第12号に掲げる資産に該当するものを除く。)</u></p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7)<u>不動産関連資産</u>への投資に付随して取得するその他の権利</p> <p>(8)～(10) (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p>
<p>第35条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 (第31条第2項第1号、<u>第2号、第3号及び第4号</u>に定めるもの)</p> <p>(記載省略)</p>	<p>第35条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 (第31条第1項及び第2項第1号に定めるもの)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権（第31条第2項第5号に定めるもの） （記載省略）</p>	<p>(2) 不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権（第31条第1項及び第2項第2号に定めるもの） （現行どおり）</p>
<p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第31条第2項第6号に定めるもの） （記載省略）</p>	<p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第31条第2項第3号に定めるもの） （現行どおり）</p>
<p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分（第31条第2項第7号に定めるもの） （記載省略）</p>	<p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分（第31条第2項第4号に定めるもの） （現行どおり）</p>
<p>(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第31条第2項第8号に定めるもの） （記載省略）</p>	<p>(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第31条第2項第5号に定めるもの） （現行どおり）</p>
<p>(6)～(10)（記載省略） 2.～3.（記載省略）</p>	<p>(6)～(10)（現行どおり） 2.～3.（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第38条（金銭の分配の方針）</p> <p>(1)分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>①（記載省略）</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2)利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合、<u>当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額により金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(3)～(5)（記載省略）</p>	<p>第38条（金銭の分配の方針）</p> <p>(1)分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等<u>のほか必要な金額を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</u></p> <p>(2)利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合<u>又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、一般社団法人投資信託協会の規則において定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</u></p> <p>(3)～(5)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第40条（業務及び事務の委託）</p> <p>1.～2. （記載省略）</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）</u>は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>	<p>第40条（業務及び事務の委託）</p> <p>1.～2. （現行どおり）</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集<u>並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債の発行に関する事務、新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務、並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務その他投信法施行規則第169条に定める事務は、</u>適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 11 章 附 則</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p>
<p>第41条（改正の効力発生）</p> <p>1. <u>第3条の規定の変更については、平成25年12月1日までに開催される役員会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。</u></p> <p>2. <u>第8条第2項の規定の新設については、投資法人が自己投資口を取得することができる場合として、新たに、予め規約にその旨を定めた場合を追加する投信法の改正の施行の日に効力を生じるものとする。</u></p>	

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員田中晃は、平成27年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、平成27年11月1日付で改めて執行役員としての選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の規定により、平成27年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成27年9月10日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
たなか あきら 田中 晃 (昭和39年7月30日)	昭和62年4月 平成12年9月 平成16年1月 平成18年9月 平成20年4月 平成21年12月 平成22年2月 平成22年3月 平成23年8月 平成23年11月 平成25年10月 平成26年2月	安田信託銀行株式会社 ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社 ケイダブリュー・ペンションファンド・アドバイザーズ株式会社 出向執行役員COO ケネディクス株式会社 執行役員戦略投資部長 ケネディクス株式会社 上席執行役員 戦略投資部長 ケネディクス・アセット・マネジメント株式会社 取締役 ケネディクス・アドバイザーズ株式会社 代表取締役 ケネディクス株式会社 取締役 ケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社 出向 代表取締役 ケネディクス・レジデンシャル投資法人 執行役員(現在に至る) ケネディクス不動産投資顧問株式会社 取締役最高業務執行者(COO)兼KDRファンド本部長 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 取締役最高業務執行者(COO)兼レジデンシャル・リート本部長(現在に至る)	10口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社の取締役最高業務執行者(COO)兼レジデンシャル・リート本部長です。

- ・ 上記執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の選任日である平成27年11月1日から、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである平成29年10月31日までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、平成27年9月29日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
よこ みぞ けん 横 溝 健 (昭和43年2月15日)	平成2年4月	イトマントータルハウジング株式会社	0口
	平成18年10月	ケネディクス株式会社 ケネディクス・アドバイザーズ株式会社 出向 REIT運用部	
	平成24年2月	ケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社 出向 投資運用部門 資産運用部長	
	平成25年10月	ケネディクス不動産投資顧問株式会社 出向 KDRファンド本部 投資運用部 資産運用チーム長	
	平成27年4月	ケネディクス不動産投資顧問株式会社 出向 レジデンシャル・リート本部 資産運用部長 (現在に至る)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社のレジデンシャル・リート本部資産運用部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員千葉理及び小川聡の両名は、平成27年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、平成27年11月1日付で改めて両名を監督役員として選任することをお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の規定により、平成27年11月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
1	ちば おさむ 千葉 理 (昭和38年10月24日)	昭和62年4月 平成15年4月 平成16年10月 平成18年10月 平成22年4月 平成23年11月	三菱商事株式会社 最高裁判所司法研修所 弁護士登録(第二東京弁護士会所属)曙綜合法律事務所(現在に至る) 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授 桐蔭横浜大学法科大学院准教授(現在に至る) ケネディクス・レジデンシャル投資法人 監督役員(現在に至る)	0口
2	おがわ さとし 小川 聡 (昭和40年10月24日)	平成元年10月 平成5年3月 平成10年1月 平成10年4月 平成23年11月 平成26年10月	中央新光監査法人 公認会計士登録 小川公認会計士事務所設立(現在に至る) 税理士登録 ケネディクス・レジデンシャル投資法人 監督役員(現在に至る) 合同会社マーキュリーコンサルティング 代表社員(現在に至る)	0口

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

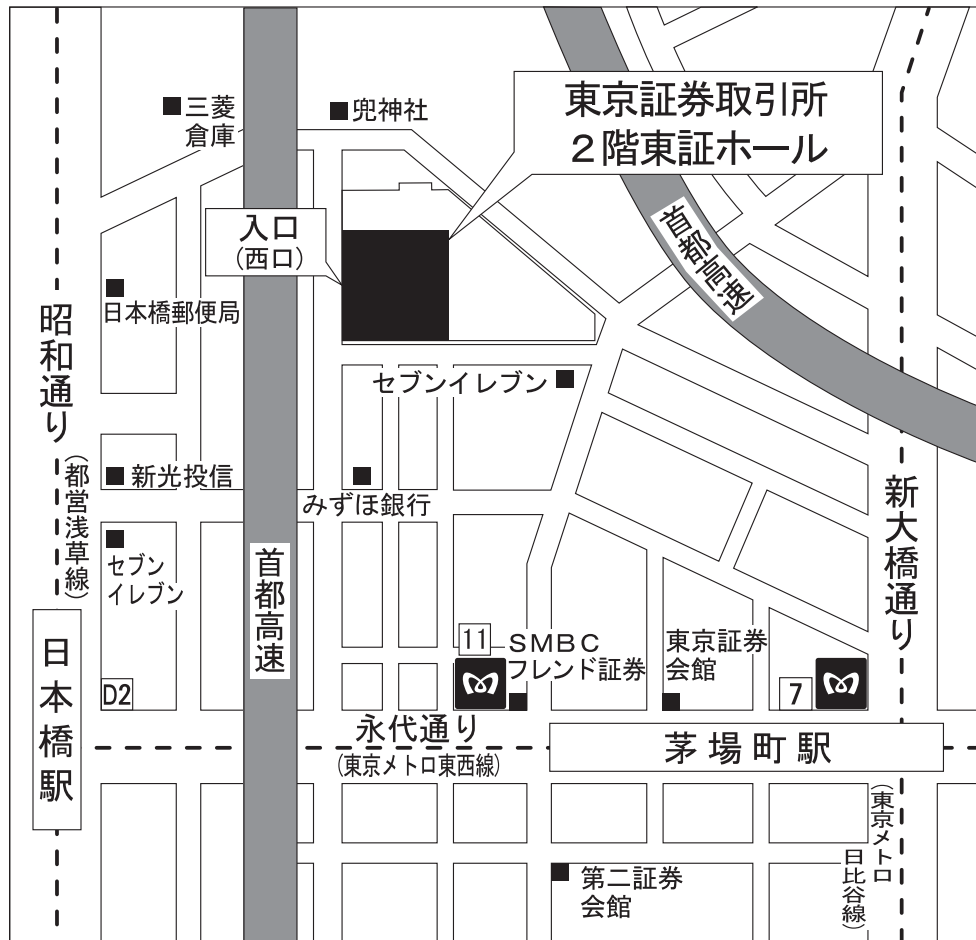
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所 2階 「東証ホール」
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

お願い

- 東京証券取引所へのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ご入館にあたっては、警備員に議決権行使書面をご提示ください。
- ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。